

八尾市告示第375号

歯科用吸引器購入について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市財務規則（昭和39年八尾市規則第33号。以下「規則」という。）第104条の規定により次のとおり公告する。

令和5年9月4日

八尾市長 山本桂右

記

1 入札に付すべき事項

- (1) 件名 歯科用吸引器購入
- (2) 品名及び数量 仕様書に定めるとおり。
- (3) 納入場所 仕様書に定めるとおり。
- (4) 納入期限 仕様書に定めるとおり。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 令和5年度八尾市競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）において、取扱業種が大分類「医療機器・医療用品・福祉用品」小分類「医療機器」で登録されていること。
- (2) 令和3年10月2日以降に、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と医療機器の納入を目的とする契約を2件以上締結し、かつ、これらを全て履行した実績を有していること。
- (3) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）を受けていないこと。
- (4) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する

暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

3 条件付一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等

公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間に本市のホームページに条件付一般競争入札参加資格審査申請書及び仕様書等を掲載するので、これらをダウンロードして作成すること。

ホームページのURL <https://www.city.yao.osaka.jp/>

4 入札参加資格審査申請手続

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類（以下「申請書類」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書

イ 実績調書及びこれを証明する契約書、発注書等の写し

(2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期間内に受付場所に持参又は郵送により提出しなければならない。

(3) 申請書類を郵送により提出する場合は、次の方法によること。

ア 申請書類は、一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラスのいずれかの方法により郵送すること。

イ 申請書類は、受付期間内に到達するように郵送すること。ただし、受付期間の開始日から令和5年9月10日までの郵便局の受領日付が封筒に表示されたものは、受付期間内に到達したものとする。

ウ 申請書類を郵送した後に、発送した旨の電話連絡を行うこと。

電話連絡先 八尾市総務部契約検査課

電話 072-924-3828（直通）

5 入札参加資格審査申請受付

(1) 受付期間 令和5年9月4日から同月11日の日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 受付場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市総務部契約検査課

6 入札参加資格審査の結果通知

令和5年9月13日に電子メールにより通知する。

7 入札関係資料の配布

入札書等の入札関係資料は、入札参加資格を認められた者に対して、令和5年9月13日に電子メールにより配布する。

8 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問は、入札参加資格を認められた者が電子メールにより行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。なお、質問を行う場合は、受信確認のための電話連絡を行うこと。

ア 質問受付期間 令和5年9月13日から同月20日午後4時まで

イ 問合せ先 八尾市健康福祉部健康推進課

電子メールアドレス k-suishin@city.yao.osaka.jp

電話 072-993-8600（直通）

(2) 受け付けた質問及びその回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対して、令和5年9月25日午後4時までに電子メールにより通知する。

9 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請受付締切から入札執行時までの間において、入札参加停止措置、営業停止処分又は入札等排除措置を受けている者

(2) 入札参加資格審査申請受付期間内に申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けていないもの

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者で、入札執行時において、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けていないもの

10 契約条項を示す場所

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館 4 階

八尾市総務部契約検査課

11 入札保証金

規則第106条に規定する入札保証金は、規則第108条各号のいずれかに該当する場合はその全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額（税込）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

12 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和5年10月2日（月）午後2時00分

(2) 場所 八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館 4 階 入札室

13 入札の中止等

(1) 入札に参加する者の数が2に満たない場合は、入札を中止する。

(2) その他入札の中止等については、建設工事等競争入札心得第5条に定めるところによる。

14 落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、落札者とならないことがある。

ア 当該入札価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあること。

イ その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不適当であること。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者の数が2以上であるときは、くじにより落札者を決定する。

15 入札の無効

規則第111条各号のいずれか又は建設工事等競争入札心得第7条各号のいずれかに該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

16 契約の締結

開札日から契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、営業停止処分若しくは入札等排除措置を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、本市は一切の責めを負わず、及び落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額（税込）の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

17 その他

入札の参加人数は、1事業者1人とする。

18 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市役所本館4階

八尾市総務部契約検査課

電話 072-924-3828（直通） FAX 072-996-1993